

第百二十八回 参議院法務委員会会議録第一二一號

平成五年十一月四日(木曜日)

午後一時開会

委員の異動

十一月四日

辞任

大脇 雅子君

補欠選任

肥田美代子君

出席者は左のとおり。

委員長 猪熊 重二君

理事 志村 哲良君

下稲葉耕吉君

糸久八重子君

常松 克安君

委員 太田 豊秋君

齋藤 十朗君

鈴木 省吾君

山本 富雄君

竹村 泰子君

千葉 景子君

角田 義一君

肥田美代子君

深田 肇君

平野 貞夫君

國務大臣 法務大臣 三ヶ月 章君

政府委員 法務大臣官房長 則定 衛君

法務大臣官房副 永井 紀昭君

法制調査部長

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務 総局人事局給与 課長 中山 隆夫君

事務局側

常任委員会専門 員 播磨 益夫君

本日の会議に付した案件

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(猪熊重二君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、大脇雅子君が委員を辞任され、その補欠として肥田美代子君が選任されました。

○委員長(猪熊重二君) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより両案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○下稲葉耕吉君 両案につきまして、先般、大臣から提案理由の御説明をいただきました。

その提案理由の中で、人事院勧告の趣旨等にかんがみ、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員に例準じて、その給与を改善するという御説明があったわけですが、もう少し具体的に、政府委員から結構でございますから、説明いただきたいと思っております。

○政府委員(永井紀昭君) 今回の改定内容の詳細につきましては、お手元の関係資料の中の一冊末尾に「参考資料」というのがございます。最後の二十六ページまでいく資料でございますが、その最

初の方の二ページから五ページまでの間に「裁判官・検察官の報酬・俸給月額改定対比表」というのがございます。

これをあらためて申し上げますとおわかりのとおりでございます。具体的に申し上げますと、最高裁判官、以下、最高裁判事、東京高裁判事、その他の高等裁判所長官、検事総長、次長検事、検事長等につきましては特別職に対応いたしますが金額を改定しております。したがって、その増加率は一・九％ということになっております。そのほか、一般の政府職員の指定職に対応いたします判検事一号から八号までにつきましては一・九％から二・〇％の増額となっております。それから、判事補及びその判事補に対応いたします検事の号俸につきましても一・七％から二・二％の増額ということになっております。これらはいずれも政府の一般職員あるいは特別職員のランクづけに対応いたしました。それに相応した金額を上げるといふ、いわゆる対応金額スライド方式によりまして報酬または俸給月額の増額を図るものでございます。

なお、この法案には直接関係ございませんが、実は一般職の職員にしましては、扶養手当あるいは住居手当、単身赴任手当等につきましても人事院勧告で若干の増額等が講ぜられております。これにつきましては裁判官、検察官等につきましても、この法律には出ておりませんが、この法律で委任されております最高裁判事及び大臣訓令というもので一般職の職員に準じまして増額するということになっております。

ただし、今回の人勅で特徴的なことは、裁判官及び検察官の期末勤勉手当につきましても、一般の政府職員と同様に、マイナス〇・一五カ月分の期末手当が減せられるということがございます。これにつきましても同様に、最高裁判事及び大臣訓令によりまして期末勤勉手当の年間支給額が

五・四五カ月分から五・三〇カ月分に引き下げられるということになる予定でございます。以上でございます。

○下稲葉耕吉君 大体わかりました。

そこで、この法律によりまして、裁判官は報酬、検察官は俸給、一般職の公務員は給与、こういうふうな言葉を使い分けてあるんですが、大体同じような意味に解釈してよろしゅうございませうか。

○政府委員(永井紀昭君) 裁判官につきましては確かに報酬という言葉が使われております。これは憲法の七十九条六項と八十条二項に「裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。」という規定があるわけでございます。したがって、裁判官につきましても諸手当を除いた基本的な給与につきましても報酬という用語を使っているわけでございます。

これに對しまして、検察官についてはその諸手当を除いた基本的な給与を俸給という表現をしております。これは実は一般の公務員全体が諸手当を除きました基本的な給与を俸給という言い方をしております。ただいま委員、給与と言われましたが、実は給与という言葉は、裁判官でありまして基本的な給付であります報酬と、それから手当等のものを合わせたものを給与と言っております。それから、一般公務員、検察官も含めてですが、俸給と諸手当を含めたものを給与、こう言っているわけでございます。

この報酬という言葉は裁判官だけ特別に使われております。

なお、基本的な給与につきましては、ほかの公務員につきましては、国会議員でございますと歳費という言い方で表現しておりますし、また地方公務員につきましては給料という言い方をしてお

ります。  
○下稲葉耕吉君 先ほどの御答弁で期末手当の減額の話が出ました。この大臣の提案理由の説明の中には、増額、増額ということで減ることが一言もなかったのですからちよっとお伺いしたんで

そこで、若干細かくなりますけれども、大体一・九%の増額だということなことでございましたが、トータルとして何%ぐらいの増額になるんでしょうか。

○政府委員(永井紀昭君) 今回の給与改定の結果、先ほど申し上げましたとおり、裁判官の報酬、検察官の俸給につきましては、平均一・九%の増額が図られたわけでございます。そのほか、扶養手当、調整手当、期末勤勉手当等全額を加えまして、年額の給与支給総額の増加率は約〇・六%から約一%ぐらいの増額となると思っております。

例えば、先ほどお示しいました合本の「参考資料」の十ページをちよっと見ていただきたいのですが、ここで、例えば判事一号は年間総所得二千五百五十四万九千九百九十二円ということになる、こういうような表が一番右端に書いてございます。もつともこれは東京都に勤務される方で考えております。この額は改定前に比べて総額で十七万五千円ばかりふえております。期末が減った分を差し引いても十七万五千円ばかりふえておりまして、その割合は〇・六%でございます。

それから、判事になりたての判事八号、任官して十年目の判事八号あるいは検事八号のあたりになりますと、年間総所得千二百四十九万九千九百六十四円でございます。これは改定前に比べて八万五千七百円ばかりふえております。これは〇・七%ぐらいの増額ということになっておりまして、一%にはいきませんが〇・七%前後であると、こういうことでございます。

○下稲葉耕吉君 今御説明のとおりでございますが、私もこの資料を拝読いたしました。そうしますと、今お話ししの六ページに現行の月額表という

もの、トータルの年額が出ていますね。それと今度は改正案の年額を比べてみました。そうしますと、最高裁の長官が〇・六八%、大臣の場合は〇・六九%、一番少ない人が〇・五四%、総じて〇・七六から〇・五四%の増になっておるわけですね。そうしますと、一・九%ぐらいの増だということふう

に一般的に認識しているのが、実際は一番多くて〇・七六、少なくても〇・五四ぐらいの中におさまっているというふうな結果になるわけでございます。一・八%ふえた、一・九%ふえたと思っております。ただこれも実際はそういうふうなことだということが初めてわかったわけでございますが、そういうふうな認識でよろしゅうございませうか。

○政府委員(永井紀昭君) そのとおりでございます。なお、一般職につきましても同様のことがございまして、国会等でもこれは実質どのぐらい上がったのかということが聞かれているようでございまして、総務庁のお話によりますと、実質はやはり期末の減を含めると一%前後かなというふうなお話を聞いております。

以上でございます。  
○下稲葉耕吉君 次の問題に移ります。人事院の給与勧告が出されて、それに基づいていただいた議題にしているような審議をいたしておるわけでございますが、御承知のとおり、人事院の給与勧告というのは非現業の国家公務員に対する勧告でございます。非現業の国家公務員が約五十一万人、その人たちに對する勧告ということで、人事院の資料によりますと、企業規模百人以上の全国約七千七百の事業所の約六十一万人を対象にしているいろいろ検討して一・九二%というふうな勧告を出されているということでございます。

これは、御承知のとおり、非現業の国家公務員は労働基本権の制約を受けましてみずからの勤務条件の決定に直接参加できないために、その代償措置として人事院の勧告がなされるということでございます。今、労働時間の短縮なりなんなりいろいろ議論

されております。労働時間が短縮されますと、給与そのものは変わりませんから相対的には労働時間に対する給与というのは上がっているというふうな感じになるわけでございます。ところが、検察官の場合は、私はこれは時間との勝負だと思っております。きょうは土曜日だから十日間の拘留を十二日に延ばす、こういうわけにはまいりません。あるいは二十四時間の時間的制約というものもある。そうしますと、そういうふうな意味で非現業の国家公務員と違った性格があるんじゃないか、そのように思うんです。

ところが、年々歳々人事院勧告にスライドしてそういうふうなことになるわけですから、そういうふうなものを何か考える必要があるんじゃないか、そのような検察官の勤務実態に応じた給与の体系というものを何か考える必要があるんじゃないか。専ら人事院勧告に依存してやるとい

うのは黙っていてもできるわけですが、やはり検察庁としてそのような独自の調査あるいは独自の意見というものをいろいろ訴えられまして、そしてそういうふうな改善に努力する。

例えば、同期の弁護士さんたちの、これはなかなか実態はわかりにくいと思うんですが、平均的な給与がわかれば、そういうふうな人たちが判事、検事の皆さんたちの給与を比べて果たしてどうか。それから、今申し上げましたような検察の特異性からするところの給与実態、そういうふうなものには人事院の勧告では出てまいりません。その辺のところを私は法務省なりあるいは大臣なりに御検討していただいて、声を大きくしていただいて、そして国民の期待にこたえていただきたい、こういうふうな感じがするのでございます。

○政府委員(永井紀昭君) ちよっと事務当局から一言御説明申し上げたいと思っております。この対応金額スライド制がとられてまいりましたのは昭和二十六年以来確立しております。この制度そのものは、裁判官、検察官に對しまして一般の公務員より相当程度優位な形で格付をいたしまして設定をしているわけでございます。したが

いまして、ある面では対応金額スライド制とはい

いまして、ある面では対応金額スライド制とはい

いまして、ある面では対応金額スライド制とはい

いまして、ある面では対応金額スライド制とはい

いまして、ある面では対応金額スライド制とはい

いまして、ある面では対応金額スライド制とはい

いまして、ある面では対応金額スライド制とはい

は、これもまたアメリカなどと違ひましてキャリア制度をとつております。キャリアシステムの制度をとつております関係上、どうしても他のキャリアシステムのものにおける国家公務員の給与制度と全く切り離して考えることは困難であるといふような面がございますので、ただいま御説明のありましたように、人事院勧告に基づき一般の政府職員給与改定が行われるたびにそれにスライドする形で裁判官と同様にこれに準じて改定が行われてきたものと承知していただいております。

その現状でございますが、これもただいま御説明がございましたように、現在の検察官の給与水準は、今、委員御指摘の地位、職責の特殊性を相当程度反映いたしております、一般行政官に比べてある程度の優位を保つておると思ひます。その面では相当な合理性があると考へてはおりますが、検察官の給与のあり方につきましては、また一段とその地位、職責にふさわしいものを維持していく、こういう観点から今後とも研究を深めてまいりたい、こう思つておると思ひます。

○糸久八重子君 ことしの人事院勧告は八月の三日に出されました。人事院勧告が出されますと、閣議決定、そして法案提出をして直近の国会で審議をして支給の道を開くというのが当たり前のこととでございます。ところが、私の記憶の限りでは大変長いこと、一九八三、四年ごろに十一月の下旬ごろ審議をしたというようないことが一回あったのではないかと。あとずつと時の政府は、人事院勧告尊重を唱へながらも完全実施を値切つてきたり、それから年末ぎりぎりまで改正案を提出しなかつたり、それからその上、この給与法を他の法案と抱き合わせをいたしまして国会対策に利用するなどということがしばしばございました。こんなことは本来あつてはならないことだと思ひます。

細川内閣が格段の努力をし、そして特段の配慮をもちまして十月八日の閣議決定、そして十月二十六日法案提出、二十八日に本委員会に付託で

あつたわけですが、そうなされたことは公務員労働者の期待と信頼にこたへたものと、やはりさすがに褒賞を提唱いたします細川内閣として高く評価をしたいと思つておると思ひます。

この方針はぜひとも次年度以降も、また今後さらに早期に決定しますように一層の御努力をお願いいたしますことを、本来的には内閣官房長官に申し上げたいのでありますが、きょうはこの委員会に御出席をお願いすることができませんので、内閣の一員であります法務大臣からこの趣旨をお伝えいたしたいと思つておると思ひます。

加えて、常会が一月に召集となりました。公務員給与、それから判事、検事給与の改定には法律改正がどうしても必要になるわけですから、幾ら給与改定が早期に出されても、また政府は完全実施を決定したといたしまして、国会の開会が絶対の条件になるわけでございます。そこで、仮に他の条件がなくても、次年度以降については、給与改定完全実施のためだけでも国会を召集して法案処理をすべきであると思ひますけれども、これも含めて官房長官にお伝えいたしたいと思つておると思ひますが、法務大臣、御所見を一言お願いしたいと思ひます。

○國務大臣(三ヶ月章君) 御指摘のとおり、政府は本年の十月の八日に、勧告とおりの改定を行うと同時に、今私ども等にも関連のございませす特別職の職員給与についてもおおむねその趣旨に沿う改定を行うことを決定いたしました。

昨年比べますと、昨年の決定が十月の二十三日に行われた由でございます、本年の決定は早くなつておる、こういうふうなことでございませす。その背景といたしましては、やはり人事院勧告自体が国会及び内閣に対して速やかに実施することをお願いしているところを踏まえまして、そしてできるだけお払いすべきものは速やかにお払いするのが適当であらう、こういうふうな政策判断から決定したものと私は私なりに考へておるわけでございますし、内閣でもそういうふうな空気

でございます。景気対策の上から見ましても、特に本年などは早期実施が望ましい、こういうふうな空気ももちろん私どもの間にあるわけでございます。

今後内閣の一員といたしまして、人事院勧告がありましたならば、そのできるだけ速やかな実施を要請している趣旨を尊重いたしまして、御指摘の線に沿つて努力してまいりたい、こう考へております。

○糸久八重子君 官民の給与較差を埋めるのがこの給与改定でございます、民間でのベースアップは四月から、しかし公務員の場合にはただいまも申し上げましたとおり年末ぎりぎり支給という状況が長く続いたわけでございます。したがつて、昨年までは民間よりも八カ月もその支給がおくれたい状況でございます。この人事院の給与勧告というのは公務員にとりましてほとんど唯一の勤務条件改善の機会でございますから、差額支給は早ければ早いほどいい、また公務員はそれを期待しております。ただいま大臣のお話の中にもございませすとおりの、景気低迷の中で支給が早まるということが購買力も上昇させるでしょうし、景気回復の一助にもなるのではないかと、こういうふうに考へます。

改正法施行後、いつごろ差額の支給が行われるのでしょうか。せめて十一月中には支給が行われるとよろしいのだがなと思つておるわけでも、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(則定衛君) 会計事務でございますので私の方からお答えいたしますけれども、御指摘のとおり、例年いわゆるクリスマスプレゼントの十二月下旬に出るわけでございます。勧告の決定の時期も早まりましたし、国会での御審議も早まっておるわけでございますので、私どもも可決成立いたしますとできるだけ早く支給できましように準備を進めております。したがつて、例年のクリスマスプレゼントよりも一カ月は早くなるのではないかと、こういうふうに考へておるわけでございます。

○糸久八重子君 大臣は、判事、検事給与法の所管大臣でございませす、法務省の長として一般職給与法にも十分な関心と御配慮をお願いしたいと思つておると思ひます。ことしの勧告は刑務官及び少年院教官に配慮した勧告になっておりますけれども、次年度以降も矯正職員に対する給与改善に積極的な御努力をお願いしたいと思います。

また、最近の入管行政の多様化、これはこの前の委員会でも大変議論になりましたけれども、事務量の増大は甚だしいものがございます。定員についてはここ数年増員努力は評価できるものがございますけれども、矯正職員ともども入管職員に給与改善にも意を注いでいただきたい、そう存じておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○國務大臣(三ヶ月章君) 御指摘の矯正関係の職員や入管事務の職員というのは交代制勤務というふうな、勤務条件として非常に厳しい条件のもとで勤務してございませす、また仕事の性質上非常に緊張度の高い仕事でございます。受刑者の更生や出入国の公正な管理など、いわば国の秩序を支える重要な職務に従事してございませす、これらの職員の日ごろの労苦に報いるためにも職員給与改善は極めて重要であると私、法務大臣として認識してございませす。

そういうこともございませす、これらの職員給与の改善につきましては、今申しましたような勤務の実態に配慮して人事院勧告により毎年その改善が図られてきておると思ひますが、法務大臣といたしましては、引き続き人事院等にこれらの職員の実態であるとか、あるいはその特異性、重要性ということについて一段の理解を求めまして、今後ともこれらの職員給与改善のための環境整備に努力してまいりたい、こういうふうに考へておると思ひます。

○糸久八重子君 ありがとうございませす。終わります。

○委員長(猪熊重二君) 他に御発言もないようです、両案に対する質疑は終局したものと認めさせていただきます。

これより両案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに両案の採決に入ります。

まず、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(猪熊重二君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(猪熊重二君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(猪熊重二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十分散会